

税のタブーを考える

最終回 暴力団の上納金と課税

三木義一 (青山学院大学学長)

公平負担が原則の税制度。だが現行の課税のあり方にはクレーズンがある。我が国の税法第一作者が、いよいよ暴力団への課税問題に迫る。

四回の連載の最終回となりました。我が国一番のタブーかもしれない暴力団と税金の関係を最後にまとめてみましょう。ただ、この問題については、まじめに民暴(民事介入暴力)対策に取り組んでいる弁護士の先生方から、なぜか私が目の敵にされているのです。別に私が暴力団の顧問税理士をしているわけではないのに、なぜなのでしょう。まあ、話を

組長に対して上納金の一部を組長個人の所得として認定し脱税容疑を逮捕したことについてのものでした。日弁連の方々は「本日、法務省と組織犯罪の収益課税の件で話をしましたら、先生の見解を出された」というのです。民暴対策のために課税強化を図ろうとしたのに、おまえが余計なことを言うから進まなかったではないか、という批判です。私の発言はそれほど影響力があるわけでもないし、決して暴力団を擁護するつもりもないのですが、民暴対策のために奮闘している弁護士の先生からすると、けしからん発言だったようです。

しかし、税法の観点からは、きわめて常識的な発言をただけなので、その意味を説明します。読者の皆さんも一緒に考えてみてください。

違法な所得は所得か？

まず、暴力団の「所得稼働活動」を考えてみましょう。いわゆる「みかじめ料」(または用心棒代とか所帯代とよばれます)や違法賭博、ヤミ金融などからの収益が中心でしょうね。これらは違法な行為からの収益ですので、果たして所得として課税してよいのか、という大問題が出てきます。課税するより前に没収して被害者に返すのが筋かもしれませんが、暴力団の組長が違法な行為で稼きましたと自首してくる可能性はほとんどありませんし、暴力団への税

聞いてください。

日弁連民暴対策委員会からの批判

二〇一五年七月のある日、日本弁護士連合会(日弁連)の民事介入暴力対策委員会の先生からメールをいただきました。内容は、おまえの新聞のコメントがけしからん、というもので、産経新聞の二〇一五年六月の記事に掲載されている次のコメントについてでした。

税法に詳しい青山学院大学の三木義一教授は「サークル活動など、任意団体が運営経費として集めた金は課税されない。暴力団の上納金も同じ理屈で、これまで非課税となっていた」と説明した。その上で「上納金の私的流用が確認できた場合には個人の所得として課税できる。今回は資金の流れを十分に調査できたということだろう」と指摘した。

私のコメントは、その年の六月、九州の暴力団の

務調査というのもそう簡単ではないので、大部分の違法な利得は保有されたままだと思います。こうした違法な利得を、違法だから課税できないとなると、おかしいこととなります。まじめに働いて稼ぐと課税されるのに、違法な利得だと課税もされない、ということになるからです。他方で、違法な利得に課税すると、国家がその利得を公認したことにもなりかねない、という反論もあります。しかし、そんなことを気にしたら、税務調査で所得が発見されたときに、その所得は適法な所得か、違法な所得かをすべて調べなければならなくなり、税務調査が犯罪捜査になりかねませんし、違法だとわかったら課税できないということにもなりかねません。

このようにどちらの立場に立っても問題が生じますので、割り切るしかありません。所得税法は昭和四〇(一九六五)年の全面改正のときに、思い切って「違法な所得も所得だ」という立場に立ちました。従って、現在では違法な利得であっても、所得として課税されることとなります。

そうすると、いろいろな難問が出てきます。

まず、違法な所得を得た場合に申告しなければならぬのか、という問題が出てきます。憲法三八条一項は「自己に不利益な供述の強要を禁止」していますので、これに抵触しそうです。でも、違法な所得だから申告しなくてもいいというわけにもいきません。どう解決したらいいでしょう。こう考えてはどうでしょうか。確定申告書を見ると、所得金額、

所得の種類等の記載は必要ですが、具体的にどのような行為で取得し、それが適法か違法かの申告までは要求していません。だから、憲法三八条に反するものではない、と。まあ、多少無理をしている気もしますが、こうしておかないと、適法な所得は申告をしないと加算税等の制裁があるのに、違法だと申告しなくてもよく、脱税も処罰できないことになりかねません。ですから、建前としては、違法所得もまず申告して税額を支払い、後日、犯罪が明らかになり、その所得が没収などされてなくなったら、支払った税金を戻してもらおう、ということになります。

違法所得も所得に含めるようになってから、徐々に、税務署も暴力団の違法所得に課税するようになっていきます。ただ、多くの場合は、警察からの違法所得の課税通報に基づいているようです。警察は、暴力団壊滅の有力な手段として課税による利得の剝奪を位置づけ、昭和四八(一九七三)年から課税通報制度を始めており、税務署に課税を促しているようですが、武器を持たない税務署はなかなか行動ができないようです。

違法所得も申告義務があり、課税されるとなると、次に問題となるのが、必要経費を認めるべきか、という大問題です。課税する以上、どうしても税法の理屈を適用しなければなりません。所得税だと「所得」に課税するものですから、「収入金額」に課税するわけにはいかず、必要経費も控除しなければなり



暴力団組長のもとに集まる上納金。これは会費なのか所得なのか？ 課税はされるのだろうか？

ません(収入金額から必要経費を控除した金額が所得で、所得税はこの金額を課税対象にしています)ですから、組長が恐喝で収入を得ていたとしても、脅しに出かけた子分の出張費や恐喝のための備品代なども必要経費として控除せざるを得なくなります。

昭和五〇(一九七五)年に国税庁がこのような課税の実態を公表して、問題となりました。『警察から『黒い収入』が一八億円も通報されたのに、六割を必要経費と認め、四割しか課税できずに、国税庁、見事な公平ぶり』等と新聞にも皮肉られていました。

さて、違法所得も所得であり、申告義務もあり、ちゃんと経費も引いて計算することになったとしても、申告してこない暴力団に税務調査が行えるか、という事実上の大問題がありますね。昭和五六(一九八一)年には兵庫県警察本部が暴力団竹中組の組長について野球賭博やノミ行為等により多額の収入を得ていたとの疑いを強め、大阪国税局長に対して、課税措置を求める通報をし、大阪国税局査察部は強制調査をしたうえで、追徴課税をしています。警察のガードのもとで調査し、課税したわけですね。この事件は、組長側からこの所得金額の計算方法等について裁罰で争われましたが、国側が勝っています。

また、暴力団のマネロンドリングについては、二〇〇三年にいろいろと騒がれた山口組旧互妻会事件が思い出されます。銀行口座のあったスイスの州政府が摘発せざるを得なかったため、日本でも一部税金も回収できました。

いろいろ問題があるとはいえ、これらの野球賭博などの違法所得はどうか課税するようになってきていました。しかし、暴力団の上納金にはほとんど手をつけられてこなかったのです。暴力団の上納金といったら相当多額のはずです。なぜ課税できなかったのでしょうか。それを考えるためには、まず、暴力団という団体の法的性格を考える必要があります。

暴力団の法的性格とは？

暴力団って一体どんな団体でしょうか。会社のような法人でしょうか。仮に私が読者の皆さんと一緒に暴力団三木組を結成したら、これを法人として登記させてくれる法律があるでしょうか。ありませんね。だから三木組は法人ではありません。もちろん、私が皆さんと一緒に資本を出して、営利を目的とする会社を作ること可能です。その場合は、暴力団ではなく会社になり、法人格を持ちますし、通常の法人同様に、法人税を課税されることになります。暴力団が実質的に経営するお店などには法人化しているところもありますが、そういうところは、通常の課税がなされます。バーやクラブなどでは、ホステスさんに対する源泉徴収をしなければ、それも脱税になります。

ところが、暴力団は一般に法人化していません。そうすると、一体どういう団体として評価すべきで

しょうか。法人にはなっていないけど、個人とは異なる団体としての性格を持ち、民主的に運営されているなら「人格なき社團」になります。この場合なら、法人と見なされて、収益事業については法人税が課税できることになります。暴力団が、団体として民主的に運営されているというのも無理がありますし、他方で、構成員が組合契約を締結しているともみるのも難しそうですね。そうすると、学生たちが勝手に作ったグループ活動と同じように任意の団体ということになります。サークル活動みたいなことになってしまいます。

上納金は組長の所得か？

そこで、次に問題となるのが、暴力団が構成員から受け取る上納金です。これを暴力団の所得、もしくは暴力団組長の所得といえればよいのですが、なかなか難しいのです。まず、暴力団は、法律上法人とみることはできませんので、ここに課税するわけにもいきません。そこで、組長個人の所得として課税できるかですが、上納金を組長が個人的に自分のために使っている証拠があれば個人所得税を課税できますが、上納金を使って会を運営している、と反論されると、困ってしまいます。サークル活動などでも会費を徴収しますが、これをサークルの責任者の個人所得として課税することは原則としてないから

ですから、「暴力団の上納金」サークルの会費論は私の発明ではなく、課税庁が従来とってきた考え方で、前述の竹中組の事件を判断した裁判所も、ちなみに、竹中組では、毎月開催される組総会の席上、組員から会費を徴収していたが(倉弟、副組長クラス、若頭、同補佐クラス、直参クラスにより会費にもランク付けがされ、月額では一三〇万円程度に上っていた)、これは組の義理掛けおよび事務所を経営に充てられていた」と会費論を特に問題としてませんでした。

上納金は会費か個人の所得か？

でも、私が新聞で同じことを言ったのが、日弁連民暴対策委員会の先生からすると許せなかったようです。確かに、上納金の実態は会費とは性格を異にする部分はずいぶんありそうですね。

日弁連は二〇一七年の二月二六日「暴力団の上納金に対する課税の適正な実施を求める意見書」をまとめ公表しています。これは民暴対策委員会の提案を受けて、日弁連の税制委員会の修正を加えて公表したもののようです。まず、上納金が組長個人に帰属することを次のように述べています。

上納金は組長が支配し任意に用途を決定することができる金員である。このことは、最高裁判平成一六年判決(筆者注：最高裁判平成一六

年一月二日第二小法廷判決、民集五八巻八号二〇七八頁が、「(1)A組は、その威力をその暴力団員に利用させ、又はその威力をその暴力団員が利用することを容認することを事実上の目的とし、下部組織の構成員に対しても、A組の名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動を行うことを容認していたこと、(2)上告人は、A組の1次組織の構成員から、また、A組の2次組織以下の組長は、それぞれその所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が上告人に取り込まれる体制が採られていたこと、(3)上告人は、ピラミッド型の階層的組織を形成するA組の頂点に立ち、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、上告人の意向が末端組織の構成員に至るまで伝達徹底される体制が採られていた」と認定するとおりである。

暴力団組長が上納された金員を支配し用途を決定する根拠は、理論的には、組長個人の財産であることに基づくか、又は、暴力団という団体(権利能力なき社團)の財産に対する代表者としての権限に基づくかのいずれかしかないが、暴力団は「人格のない社團」(法人税法二条八号、四条項 権利能力なき社團)にも、組合にも当たらないから(上記大阪高裁平成一五年判決参照)、暴力団という団体は、上納金

収入に係る所得の帰属者とはなり得ない。
したがって、上納金は、暴力団組長個人に帰属する財産として、組長の収入を構成することとなる。

確かに、上納金はかなり特殊ですね。組長個人が自己の判断で使えるので、組長個人のもともいえそうですね。ただ、擬制的血縁関係を結んでいるので、構成員のために使っている場合も少なくないようです。

無理してこんな理屈はどうでしょうか。上納金を出すことによって、その組の名前を使えるようになり、その名前の威力で業者を威嚇し、業者から金を受け出すことが可能になる。そうすると、上納金というのは一種のライセンス料として組長個人に組員が渡しているもので、原則として組長個人の収入になる、という理屈です。その場合でも、組長が組のために使った部分は経費として控除しなければならぬでしょうね。ただ、組の活動自体が違法なら、違法な活動のための支出は経費として控除しない、という理屈で金額を組長個人の所得として課税できるかもしれません。

日弁連は、次に、暴力団と普通のサークルとの違いを次のように強調します。

(3)任意団体の運営経費との異同
課税実務上、同窓会等の任意団体の運営経

敬としての会費が所得税課税の対象とされないのは、通常、当該会費の管理者に任意団体の運営経費としてしか使用できないという使途の義務付けがあり、会費金額も運営経費に若干の余裕を加算した額が定められ、会員に対して会計報告もされ、場合によっては運営経費控除後の余剰部分の返還がなされることもあるといった実態を前提とすると考えられる。すなわち、当該会費は、当該団体の会員からの「預り金」の性質を有し、当該団体の代表者の所得税課税の対象とならないと言いが得る。

しかしながら、暴力団の代表者(組長等)は、組として收受する上納金の全額を自らの意思又は自らが委託する執行部等の意思によって管理支配し、当該上納金を原資として暴力団という組織統制のための費用だけでなく、首領や幹部の生活費や遊興費を賄っている。上納金の性質は、上記最高裁平成一六年判決にあるように、構成員による威力を利用した資金獲得活動に係る収益を代表者(組長等)に取り込むという性質を有するものであり、組織の運営経費を遙かに超える高額の金額が定められているのが一般的である(この意味で、上納金は、組織の運営経費に相当する金額を構成員が負担するという性質のものではない)。そして、各構成員は、いったん納付した上納

金の使途に係る意思決定に関与したり、余剰部分について返還を求めたりすることは想定されない。すなわち、暴力団の上納金は、構成員からの預り金とは言えない。

そうすると、暴力団という事業の主権者である代表者(組長等)は、その最終的な意思に基づき、暴力団という事業のために、上納金を使用、収益、処分することができるのであるから、上納金収入は、上納金を原資として代表者(組長等)が私的な蓄財を行った金額だけでなく、その全額が、事業の主権者であり事業主である代表者(組長等)に帰属するものであり、当該上納金全額の収入金額から必要経費(なお、上納金収入に直接又は間接に対応する必要経費の有無、範囲は検討する必要があろう)を控除した残額(所得)は、代表者(組長等)個人の事業所得又は雑所得を構成するものと解される。

確かに、上納金は単なる会費ではなさそうです。サークルの会長が会費を個人使用したら流用になり、返還すべきこととなりますが、暴力団の場合、組長個人に返還を迫るようなことはなさそうです。そうすると、確かに組長個人の「事業所得」といつてもよいかもしれません。しかし、どうやって、具体的所得金額を計算したらよいか、そこが問題になります。

推計課税はどこまで可能か？

上納金を課税するとしても、組長が上納金、およびその使途の明細を提示してくれることはまずなさそうです。具体的にどうしたら課税できるのでしょうか。日弁連は「推計」で課税しろ、と次のように提言をしています。

(4) 所得金額、税額をどのように算出するか

課税当局が暴力団の代表者(組長等)の上納金に係る収入金額と必要経費、ひいては所得を把握することが実務上困難であるとの指摘もあり得る。

しかしながら、租税法においては、一般に、推計課税が認められている(所得税法一五六条等)。すなわち、仮に暴力団の代表者(組長等)側が調査に協力しない等の推計の必要性が認められる場合には、配下の構成員数や平均的な上納金額から上納金収入額の全体を合理的に推計し、また、必要経費を合理的に推計した上で所得を算出し課税することが可能である。推計課税は、実績ではなく、実績近似値をもつて課税するものであり、上納金の額を認定した過去の裁判例や調査によって入手できた資料等から、上納金収入の全額について合理性のある推計をすれば、上納金に対する

課税は可能と解される。

この点、裁判例は、推計課税制度の存在理由について、所得等の実績を把握する直接資料が入手できないからといって課税を放棄することは租税の公平負担の観点から許されない旨を述べている。そして、課税庁は一般の市民に対し、その所得等の実績を把握できない場合には、所得等を合理的に推計して課税をしているのである。暴力団の代表者(組長等)側の調査非協力等によって、上納金収入の金額等が十分に解明できないという場面は、まさに、推計の必要性が認められる典型例であり、一般に行われている課税を行わないということであれば、明らかに課税の公平負担に反するものといえる。

らの申告資料がいろいろ集まらないと、推計もそう簡単ではないかもしれません。課税すると、当然裁判で争われると思いますので、合理的な推計をしておかないと、実績を反証されるリスクもあります。

ですから、本稿の冒頭に九州の暴力団の事件も推計ではなく、金庫番のメモなどから、毎月約二〇〇〇万円の上納金のうち、五〇〇万円を組長個人の親族名義の口座に移していることや上納金で高級車を購入していることなどをつかんで課税したようです。

暴力団に対して調査ができるか？

さらに、よく考えてみると、警察が税務署に暴力団の摘発を要請してきても、税務署はそう簡単に調査できないですね。警察のような武装をしているわけでもないからです。ここが実務上の最大の問題かもしれません。前述の九州の暴力団の脱税摘発には、警察が全面的に協力して行ったので、なんとかなったようですが、暴力団の調査に税務署職員だけで行くのは勇気があるようです。そして、課税したとしても、その後の報復の恐れもあります。ちゃんと警察は身辺警護してくれるのでしょうか。しかも、課税しても支払ってくれるかは別問題です。滞納額だけが増える可能性もありますね。確かに、課税は暴力団滅滅の一手段で、日弁連が主張するように、

もう少し活用すべきでしょうが、そのためには整備しなければならない課題も多いのが実情かもしれません。

問題点はかり書いてしまったので、またまた日弁連民衆対策委員会の先生方からおしかりを受けるかもしれませんね。

ところで、組長は上納金を受けると同時に、組員にいろいろ報酬を払っているようですよ。もらった組員の報酬は贈与なのでしょうか、それとも給与所得、事業所得、雑所得のいずれかなのでしょう。税法学者はこういうつまらないことをいつい考えてしまうものなのです。

それでは、またいつかお会いしましょう。

注一：http://www.sankei.com/affairs/news/150616/af15061600_4n2.html(二〇一七年九月九日アクセス)
 注二：一九七五年七月四日朝日新聞朝刊。
 注三：詳しくは松尾一タクシス、イブイ「暴力新報」二九頁以下を参照。
 注四：朝日新聞(大阪版)二〇一二年二月三日朝刊「暴力団の上納金は非課税」。
 注五：https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2017/170216_3.html(二〇一七年九月九日アクセス)
 注六：脱税後戻つたことですが、本邦三三三「専ら脱税に對する上納金課税(上)(二)一億五千万八〇〇(一)と」をぜひ批判されてください。

みきよし、青山学院大学法学部、一九五〇年、東京都生まれ。一橋大学大学院法学部法政学博士課程修了。法学博士、弁護士。民間税制調査会メンバー。著書に『日本の税と税務』、『日本の税務』、『共に生きる税務』、『よくわかる税務入門』(著者監修)『税務情報』は読者から『(文芸春秋)の』、『税つてなにこーし』と監修、わがわが出版など多数。